

斜面・法面工事中用仮設設備 解 説

訂 正 票

位 置	正
2	<p>(19行目 “そこで、…制定された。”を、次に差し替え)</p> <p>そこで、平成17年度に財団法人日本規格協会（以下、“JSA”という。）と全国仮設安全事業協同組合（以下、“ACCESS”という。）は、共同して斜面・法面工事中用仮設設備の原案作成に着手した。</p> <p>平成17年9月から平成18年4月24日までに10回（本委員会3回、作業会5回、分科会2回）の検討会を開催し、慎重な審議を経て成案を得たのち、JSAにおいて、様式面等の検討が行われ、平成19年5月、主務大臣である厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に対してJSA及びACCESSの共同で申出を行った。</p> <p>その後、平成20年8月26日、日本工業標準調査会標準部会第21回土木技術専門委員会（以下、“土木技術専門委員会”という。）において審議が行われ、意見、指摘事項等があった。これらについて再検討を行い、各委員に対して書面による審議を実施したところ承認が得られたため、所要の事務手続きを経て、平成20年12月25日付で厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の共管によって、制定公示された。</p>
3	<p>(全文差し替え)</p> <p>3 原案作成の審議中問題となった点</p> <p>今回の法面工事中用仮設設備 JIS 原案作成委員会及び土木技術専門委員会における審議で問題となった主な事項は、次のとおりである。</p> <p>3.1 法面工事中用仮設設備 JIS 原案作成委員会で問題となった点</p> <p>a) 親綱設備及び墜落防護さく設備における突出し長さ、根入れ長さ、支柱部材の寸法などは、将来的に多種多様な機材の開発も考えられることから、規格では特に数値を規定せず、解説にてその数値を記載することとした。</p> <p>b) 立木の性能を規定することは不可能である。しかし、現状では立木に親綱を固定して使用するケースが多いため、A.2.1.1（親綱設備）の a)（設置）3)及び b)（施工）2)に規定した。</p> <p>3.2 土木技術専門委員会で問題となった点</p> <p>a) 労働安全衛生規則等の強制法規とこの規格との関係及びこの規格の制定によって規制されるのではないかとの懸念についての議論があった。これに対し、</p> <p>1) 現在、企業は、労働安全衛生規則の規制を受けており、この規格の制定によって仮設設備に新たな強制的制限を加えようとするものではない。</p> <p>2) 制定の趣旨にあるようにこれまで職人の経験等で行っている部分が多く、明確な標準となるものがまったくなかったため強制力のない標準として制定するものである。</p> <p>3) この規格は、仮設設備に起因する事故を一人でも減らすために設備の安全レベルを引き上げて欲しいとの切実な要望を背景として、JIS の提案がなされ、JIS の制定によって、仮設設備の安全レベルの向上が図られるものと期待できる。</p>

位 置	正
3 (続き)	<p>4) この規格の制定によって、施工業者が主体的に実施することを期待している。等の議論があり、JIS 制定の意義が確認された。</p> <p>なお、この規格は、労働安全衛生法の規定（附属書 D 参照）を踏まえた内容となっている。</p> <p>b) 品質規定以外に施工標準が含まれていることに関し、これらの施工標準の試験の規定を策定するに当たっての検証データ等に関する懸念があった。これに対しては、試験の規定を策定するに当たっての検証実験等が行われており、これらのデータを解説において説明することとした。</p> <p>c) この規格に地質調査等に係るボーリング等の仮設設備が適用されるか否かの質疑があり、原案作成委員会代表者から適用されるとの回答があった。</p> <p>d) その他 SI 単位、様式面等に係る指摘等があり、全体を見直し修正等を行った。</p>
4	<p>(全文差し替え)</p> <p>4 適用範囲</p> <p>がけ、斜面、法面、地滑り、砂防・急傾斜地、治山、ダムなどの工種・工事における作業の安全を確保するために規格を制定した“斜面・法面工事用仮設設備”とする。</p> <p>なお、ここで地質調査に係るボーリング等における仮設設備も含まれる。</p> <p>注記 H 形鋼くいなどを地中に打ち込んで、その支持力で上部の構台などの構造体を支持する作業構台のような仮設構造物は、労働安全衛生規則 第 575 条の 2 から第 575 条の 8 に規定されているので、この適用範囲から除外した。</p>

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 21 年 2 月 1 日作成